

○小平市民まつり実行委員会補助金交付要綱

昭和59年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市民まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して補助金を交付することにより、市民相互の連帯意識の高揚とふるさとづくりの推進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、実行委員会が行う事業に要する経費のうち、次に掲げるものの一部について交付する。

- (1) 市民まつりに関する調査、研究に係る経費
- (2) 市民まつりの実施、運営に係る経費
- (3) 市民まつり協力団体、個人の表彰に係る経費
- (4) 実行委員会の運営に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(施行期日)

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

○小平市国際交流協会補助金交付要綱

平成2年12月26日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市国際交流協会(以下「協会」という。)に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、協会の管理運営に要する経費の一部及び協会が行う次に掲げる事業に要する経費の一部に対して交付するものとする。

- (1) 国際理解及び国際親善の普及事業
- (2) 地域における友好交流事業
- (3) 地域、日本、外国都市及び外国文化の紹介事業
- (4) 外国都市との文化、スポーツ、経済、市民等の交流事業
- (5) 国際交流情報の収集及び地域への提供事業
- (6) その他協会の目的達成のために必要な事業

(補助金額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

○小平市一般財団法人に対する助成に関する条例

平成5年
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、小平市(以下「市」という。)が設立した一般財団法人(以下「財団」という。)に対して必要な助成を行うことにより、財団の健全な運営を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(財団)

第2条 市が助成を行う財団は、別表のとおりとする。

(経費の補助)

第3条 市は、財団に対しその運営及び事業に要する経費の一部を予算の範囲内において、毎年度補助するものとする。

(財産の貸付け等)

第4条 市長は、財団に対しその業務遂行上必要と認められる場合には、無償で市の行政財産を使用させ、普通財産を貸し付け、又は物品を貸し付け、若しくは譲渡することができる。

(職員の派遣)

第5条 市長は、財団の要請に応じその業務に従事する者として、職員を派遣することができる。

(指導及び助言)

第6条 市長は、財団に対し第1条の目的を達成するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告)

第7条 市長は、財団に対しその運営及び事業の状況について、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成5年6月16日・平成5年条例第11号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成5年規則第20号で平成5年7月1日から施行)

附 則(平成20年9月10日・平成20年条例第20号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第2条関係)

財団の名称
財団法人小平市文化振興財団

○小平市自治会等防犯灯電気料及び維持管理費補助金交付要綱

昭和35年4月30日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、人及び車の夜間通行の安全を確保するとともに犯罪の防止を図るため防犯灯を設置した自治会、町内会、防犯灯管理組合その他市長が適当と認めた団体(以下「自治会等」という。)に対し、防犯灯の電気料及び維持管理費の補助金を交付することにより、安全・安心のまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路上に、人及び車の夜間通行の安全確保を目的として設置された夜間照明灯並びにこれと同等の効果を有する夜間照明灯をいう。ただし、車両等の駐車のために設置されている夜間照明灯(駐車場灯)及び商店会等が主体となって維持管理している装飾灯を除く。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次に掲げる要件を備えた防犯灯の電気料及び維持管理費を負担している自治会等に対して交付するものとする。

- (1) 電気事業法(昭和37年法律第170号)第19条に基づく電気供給規程により、公衆用街路灯として認定されている防犯灯及びこれと同等と認められる防犯灯であること。
- (2) 隣接する防犯灯との間隔が、おおむね30メートルであること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の9月1日(以下「基準日」という。)において、東京電力株式会社との電気使用契約が締結されている防犯灯であること(維持管理費の場合に限る。)

(補助金額)

第4条 補助金は、次に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

- (1) 電気料 防犯灯の電気料の額のうち市長が実費相当額分として認めた額とする。
- (2) 維持管理費 防犯灯の補修、点検、清掃等に要する経費とし、1基当たり年額200円を上限とする。実支出額がこれを下回るときは、その額とする。

(電気料に係る補助金の申請)

第5条 電気料に係る補助金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等防犯灯電気料補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、東京電力株式会社発行の電気料金領収書の写し又はこれに代わるものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請について、自治会等は、当該補助金に係る手続を一括処理するために設立された団体である小平市防犯灯電気料管理組合(以下「電気料管理組合」という。)に対して手続を委任することができる。この場合において、電気料管理組合は、同項の申請書に代えて電気料管理組合防犯灯電気料補助金交付申請書(別記様式第2号)により申請するものとする。

(維持管理費に係る補助金の申請)

第6条 維持管理費に係る補助金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等防犯灯維持管理費補助金交付申請書(別記様式第3号)に必要事項を記入し、維持管理費の領収書の

写し及び補助対象となる防犯灯の設置位置を示す図面を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付等の決定及び通知)

- 第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたものについて、自治会等防犯灯電気料補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請をしたものに通知するものとする。
- 2 市長は、第5条第2項の規定により電気料管理組合から申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたものについて、電気料管理組合防犯灯電気料補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
- 3 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたものについて、自治会等防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により当該申請をしたものに通知するものとする。
- 4 市長は、前3項の場合において、補助金を交付することを不適当と認めたものについては、自治会等防犯灯電気料及び維持管理費補助金不交付決定通知書(別記様式第7号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項から第3項までの規定により補助金交付決定通知を受けたものは、市長に対して請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付は、前条の請求書の提出があった後、速やかに行うものとする。

(補助金の領収)

第10条 補助金の交付を受けた自治会等及び電気料管理組合(以下「補助対象団体」という。)は、市長に対し領収書を提出しなければならない。ただし、金融機関等への振込みにより交付を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の経理)

第11条 補助対象団体は、補助金をその収入に繰り入れて使用しなければならない。

(補助金に関する調査)

第12条 市長は、この補助金に関し必要と認めるときは、補助対象団体に対し、関係書類を提出させ、調査をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助対象団体が虚偽若しくは不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

○小平市自治会等防犯灯設置費補助金交付要綱

昭和51年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、人及び車の夜間通行の安全を確保するとともに犯罪の防止を図るため防犯灯を設置した自治会、町内会、防犯灯管理組合その他市長が適当と認めた団体(以下「自治会等」という。)に対し補助金を交付することにより、安全・安心のまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路上に、人及び車の夜間通行の安全確保を目的として設置された夜間照明灯並びにこれと同等の効果を有する夜間照明灯をいう。ただし、商店会等が設置する装飾灯を除く。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次に掲げる要件を備えた防犯灯を設置した自治会等に対して交付するものとする。

- (1) 自治会等が自らの経費をもって、新たに設置した防犯灯であること、又は既設のものが老朽化、災害、事故等により損傷したために建て替えた防犯灯で、市長が適当と認めたものであること。
- (2) 防犯灯を設置する場合の基準は、おおむね、取付けの高さが4.5メートル程度、かつ隣接する防犯灯との間隔が30メートル程度とし、器具の照明能力が20ワット相当のものであること。
- (3) 防犯灯の設置方法は、原則として、東京電力株式会社の管理している電柱への併設(供架設置)とすること。
- (4) 電気事業法(昭和37年法律第170号)第19条に基づく電気供給約款により、公衆用街路灯として認定されている防犯灯及びこれと同等と認められる防犯灯であること。
- (5) 広告等による寄附金等で設置された防犯灯ではないこと。

(補助金額)

第4条 補助金は、次に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。ただし、実支出額がこれを下回るときは、その額とする。

- (1) 新設 1基当たり 20,000円
- (2) 建替 1基当たり 15,000円

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等防犯灯設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯灯設置図
- (2) 電気工事設計図の写し(東京電力株式会社の設置届番号が記載されているもの)。ただし、建替えの場合は、電気工事業者の見積書又は内訳が明記された請求書をもってこれに代えることができる。
- (3) 防犯灯設置費の領収書の写し

(補助金の交付等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたものについては自治会等防犯灯設置費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、不適当と認めたものについては自治会等防犯灯設置費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、それぞれ当該申請をしたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けたものは、市長に対して請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付は、前条の請求書の提出があった後、速やかに行うものとする。

(補助金の領収)

第9条 補助金の交付を受けた自治会等は、市長に対し領収書を提出しなければならない。ただし、金融機関等への振込みにより交付を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた自治会等は、これをその収入に繰り入れて使用しなければならない。

(補助金に関する調査)

第11条 市長は、この補助金に関し必要と認めるときは、自治会等に対し、関係書類を提出させ、調査をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、自治会等が虚偽若しくは不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この補助金の交付については、小平市補助金交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

○小平市自治会等掲示板設置費補助金交付要綱

昭和48年7月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等が地域住民に対する広報伝達のために設置した掲示板の設置に要する経費について、その一部を補助し、市と自治会等との円滑な協力関係を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市に登録された自治会、町内会その他市長が適当と認めた団体で、市内一定地域における住民が自主的かつ民主的に組織し、各種の公共性のある事業を行っているものをいう。ただし、防犯灯等の管理のためにのみ組織されたものを除く。
- (2) 掲示板 自治会等がその地域住民への広報伝達の手段としてポスター、文書等を掲示するための施設をいう。

(補助対象及び条件)

第3条 この補助金の対象となる掲示板は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 市が掲示を依頼したときは、特別な事情がない限り掲示することを許可すること。
- (2) 一定の文言、地図等のみをあらかじめ固定的に表わした施設(以下「案内板」という。)ではないこと。
- (3) 掲示板の大きさが、0.8m²(100cm×80cm)を標準としていること。
- (4) 案内板を兼ねた掲示板は、案内板を除いた部分について前号の例によること。
- (5) 広告等による寄附金等で作られたものでないこと。
- (6) 既に設置されている掲示板の一部修理、補修及び移設費用については除く。ただし、朽廃等により建て替えた場合はこの限りでない。

(補助金額)

第4条 補助金は、掲示板1基の設置に要する費用の10分の7(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を交付額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、その金額が13,000円を超えるときは、13,000円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等掲示板設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)及び掲示板見取図兼立面図(別記様式第2号)に経費領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたものについては自治会等掲示板設置費補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、不適当と認めたものについては自治会等掲示板設置費補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、それぞれ当該申請をしたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けたものは、市長に対して請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付は、前条の請求書の提出があった後、速やかに行うものとする。

(補助金の領収)

第9条 補助金の交付を受けた自治会等は、市長に対し領収書を提出しなければならない。ただし、金融機関等への振込みにより交付を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた自治会等は、これをその収入に繰り入れて使用しなければならない。

(補助金に関する調査)

第11条 市長は、この補助金に関し必要と認めるときは、自治会等に対し、関係書類を提出させ、調査をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、自治会等が虚偽若しくは不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

○小平市自主防災組織補助金交付要綱

昭和59年3月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織に対し、補助金を交付することにより防災資器材の整備を促進するとともに、自主防災組織を育成し、もって災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「自主防災組織」とは、次に掲げる要件を備えた組織で市長が適当と認めたものをいう。

- (1) 市内一定地域における住民により自主的に結成されたものであること。
- (2) 1組織がおおむね100世帯で構成されていること。
- (3) 小平市自主防災組織結成届(別記様式第1号)により市長に届出をしていること。
- (4) 年1回以上防災訓練を実施していること。
- (5) 市及び消防署が実施する防災訓練並びに防災に関する諸行事に参加していること。

(交付対象)

第4条 補助金は、自主防災組織に対して、次に掲げる経費の一部について交付する。

- (1) 別表第1に掲げる防災資器材整備に要する経費(以下「防災資器材整備費」という。)
- (2) 組織の運営に要する経費(以下「組織運営費」という。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、小平市自主防災組織防災資器材整備費及び運営費補助金交付申請書(別記様式第2号)に防災訓練等計画書(別記様式第3号)を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付決定通知等)

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、申請者に対して小平市自主防災組織補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別記様式第5号)
- (2) 防災訓練等実施報告書(別記様式第6号)
- (3) 防災資器材購入等の領収書の写し

(4) 自主防災組織所有資器材一覧表(別記様式第7号)

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条に掲げる書類の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、小平市自主防災組織補助金額の確定通知書(別記様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

別表第1(第4条関係)

自主防災組織の活動に必要な防災資器材の例示

用途	資器材名
情報連絡用	携帯ラジオ・トランジスターメガホン・トランシーバー
消火用	消火器・三角バケツ・丸型水槽・バケツ
搬出救護用	毛布・担架・救急セット・金てこ・鉄ハンマー・チェーンソー・ジャッキ・はしご
避難誘導用	懐中電灯・ロープ・警笛・標旗・メガホン
避難所運営用	テント・携帯用発電機・コードリール・投光器・一輪車・水防シート・安全キャンドル・ローソク・提灯・乾電池・燃料・スコップ・SBパイル・土のう袋・ガスコンロ
給食給水用	釜・鍋・かまど・小型給水タンク・水バケツ・燃料(薪・炭)・ガスコンロ
共通	腕章・ヘルメット・旗・リヤカー・防災服・安全靴・防災頭巾・略帽・非常持出袋・プラカード

別表第2(第5条関係)

小平市自主防災組織補助金

結成年度	
防災資器材整備費	① 300世帯以上 70,000円以内
	② 300世帯未満 30,000円以内
組織運営費	30,000円以内
翌年度以降	
防災資器材整備費及び組織運営費	30,000円+(世帯数×50円)以内

小平防犯協会補助金交付要綱

昭和45年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平防犯協会（以下「協会」という。）が、防犯思想の普及及び自警心の高揚を図り、犯罪を防止するために行う事業に要する経費について、市がその一部を補助することとし、もって犯罪のない明るい町づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、協会とは小平市に居住し、協会の趣旨に賛同するものをもって組織され、上記の目的達成のために必要な事業を行う団体をいう。

(市の補助)

第3条 市は、次の各号に掲げる事業のうち、市長が必要かつ相当と認めたもののなかから、その経費の一部または全部を補助するものとする。

- (1) 協会の運営に要する経費
- (2) 防犯対策の調査及び研究に要する経費
- (3) 防犯思想の普及及び自警心の啓発に要する経費
- (4) 青少年の非行化防止及び補導育成に要する経費
- (5) その他協会の目的達成のために必要な事業に要する経費

(計画書の提出)

第4条 補助金の認定を受けようとするときは、当該会計年度の5月31日までに補助事業認定申請書（別紙様式第1号、第2号）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 市長は前条に定める申請書の提出を受けたときは審査を行ない補助金を交付することが相当と認めた場合は、予算の範囲内において第3条に基づき補助するものとする。

2 前項の規定に基づいて補助金を交付することに決定した場合は、補助額を記載し、別記様式により、すみやかにそのむねを申請者に通知する。

(計画の変更)

第6条 第4条の規定に基づいて提出した申請書に記載した計画の全部若しくは一部を変

更しようとするときは、変更内容を詳細に記載した変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した補助事業実績報告書（別記様式第5号）に所定の書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金等の額の決定）

第8条 市長は、補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。

（決定の取消）

第9条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、若しくは交付決定の内容またはこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業者の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

（施行期日）

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

○小平市自治会消火器等購入設置費補助金交付要綱

昭和47年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、消火器又は格納箱(以下「消火器等」という。)を購入し、設置する自治会(町会を含む。以下同じ。)に対し、その費用の一部に充てるため補助金を交付することにより、市内の初期消火体制を強化するとともに、火災の発生に際して被害の拡大を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、国家検定合格証が表示された粉末ABC消火器若しくは一般的な火災に適応性を有するものと市長が認めた消火器又はこれらの格納箱であって、誰もがいつでも使用できる場所にこれを設置する事業を行う自治会に対して交付する。

2 前項に規定する補助の対象となる消火器等は、自治会の加入世帯10世帯につき1か所の割合で配置することを原則とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金は予算の範囲内において交付するものとし、その額は、消火器等の設置1か所(消火器及び格納箱を一式として同一場所に設置する場合については1か所とみなす。以下同じ。)当たり、当該経費の2分の1に相当する額(1か所当たりの交付額は、8,000円を限度とする。)に設置か所数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該自治会に対する補助金額は、市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で増減できるものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする自治会の代表者(以下「申請者」という。)は、消火器等購入設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、消火器等の購入設置に要する経費を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、消火器等購入設置費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(設置完了報告)

第7条 申請者は、消火器等の購入設置が完了したときは、速やかに消火器等設置完了報告書(別記様式第3号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査する

とともに現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、消火器等購入設置費補助金額確定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実地検査)

第9条 市長は、この要綱に基づき交付を受けた補助金により設置した消火器等について必要があると認めるときは、いつでも維持管理状況について実地検査をするものとする。

小平市職員互助会補助金交付要綱

昭和43年 9月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平市職員互助会（以下「互助会」という。）が職員の互助共済、元気回復その他職員の厚生を図るために行う事業に要する経費について、市がその一部を補助することとし、もって職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「互助会」とは、小平市職員互助会に関する条例（昭和39年条例第23号）の規定に基づき運営されるものをいう。

(市の補助)

第3条 市は、互助会一般会計予算の歳出予算の福利厚生費のうち、次に掲げる費目に係る事業について予算の範囲内においてその経費の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 保健体育費
- (2) 文化費
- (3) 厚生費

(計画書の提出)

第4条 補助金の認定を受けようとするときは、当該会計年度の5月31日までに補助事業認定申請書（別記様式第1号、別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に定める申請書の提出を受けたときは、審査を行い、補助金を交付することが適当と認めた場合は、予算の範囲内において第3条に基づき補助するものとする。

- 2 前項の規定に基づいて補助金を交付することに決定した場合は、別記様式第3号による通知書により、速やかにその旨を申請者に通知する。

(計画の変更)

第6条 第4条の規定に基づいて提出した申請書に記載した計画の全部又は一部を変更しようとするときは、変更内容を詳細に記載した変更承認申請書（別記様式第4号）を市

長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第7条 互助会は、事業が完了したときは、その成果を記載した補助事業実績報告書（別記様式第5号）に所定の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の決定)

第8条 市長は、補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、互助会に通知するものとする。

(決定の取消)

第9条 市長は、互助会が補助金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、互助会に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成14年5月17日から施行する。

○小平市私立幼稚園協会補助金交付要綱

昭和52年4月1日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市私立幼稚園協会(以下「協会」という。)が、幼児教育の向上及び私立幼稚園の振興を図るために行う事業に要する経費について、市がその一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、協会が行う事業のうち、次の各号に掲げるものに要する経費の一部について、協会に対し交付するものとする。

- (1) 幼児教育に関する調査・研究
- (2) 私立幼稚園の運営に関する調査・研究
- (3) 協会に加盟する幼稚園に対する次に掲げる助成事業
 - ア 教職員研修費補助
 - イ 心身障害児教育補助
 - ウ 特別教育指導補助
 - エ 園児健康管理費補助
 - オ 寄生虫卵等検査費補助
 - カ 園具・教具補助
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(申請)

第5条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に必要書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により、協会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 協会は、会計年度末に実績報告書を市長に提出しなければならない。

(取扱基準)

第8条 第3条第3号に掲げる協会の助成事業についての必要な基準は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

○小平市私立幼稚園協会の行う助成事業に関する基準

昭和52年4月1日
事務執行規程

小平市私立幼稚園協会補助金交付要綱(昭和52年4月1日事務執行規程)第8条に基づき、当該補助金の対象となる小平市私立幼稚園協会が行う幼稚園に対する助成事業の内容は、この基準に定めるところによるものとする。

第1 教職員研修費補助

1 補助対象

補助対象は、幼稚園が行う研修で、次に掲げるものとする。

- (1) 教職員の資質向上を目的としたもの
- (2) 幼児教育の振興充実を目的としたもの
- (3) その他園長の認めた教職員の個人研修

2 補助金額等

- (1) 補助金の額は、毎年度5月1日現在の教職員数に30,000円を乗じて得た額とし、年1回交付するものとする。
- (2) (1)の教職員数は、園長を含む全ての教職員及び市長が適当と認めた者の数とする。

第2 心身障害児教育補助

1 補助対象

補助対象は、次の各号の一に該当する者(以下「心身障害児」という。)を教育する幼稚園とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳を有する者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)に規定する手帳を有する者
- (3) 東京都児童相談所において心身障害児と判定された者

2 補助金額等

- (1) 補助金の額は、心身障害児1人につき月額30,000円とする。
- (2) 補助金は、対象となる心身障害児(初年度については、年度途中で心身障害児と判定された者を含む)が入園した月(入園した月が前年度以前であるときは、4月)を交付開始の月として交付する。ただし、在園中特別な事由により心身障害児となった場合においては、心身障害児となった月を交付開始の月とする。

第3 特別教育指導補助

1 補助対象

補助対象は、次の各号の一に該当する者(第2に規定する心身障害児を除く。以下「特別教育指導対象児」という。)を教育する幼稚園とする。

- (1) 特に重い疾病を持つ病弱・虚弱児等で、医師により集団生活において健康管理上注意を要すると診断された
- (2) 集団生活上特別な教育指導が必要であると市長が認めた者

2 補助金額等

- (1) 補助金の額は、特別教育指導対象児1人につき月額30,000円とする。
- (2) 補助金は、対象となる特別教育指導対象児が入園した月(入園した月が前年度以前であるときは、4月)を交付開始の月として交付する。

第4 園児健康管理費補助

1 補助対象

補助対象は、園医等が行う園児の健康管理に要する費用の一部を補助するものとする。

2 補助金額等

毎年度予算で定める額とする。

第5 寄生虫卵等検査費補助

1 補助対象

補助対象は、幼稚園が行う年2回のぎょう虫卵検査事業とする。

2 補助金額等

補助金の額は、園児及び教職員の検査実績数一件につき契約単価を乗じて得た額とする。

第6 園具・教具補助

1 補助対象

補助対象は、幼稚園が購入した園具と教具のうち、幼稚園設置基準第10条に定めるものとする。

2 補助金額等

(1) 補助金の額は、園数割と園児数割とに分かれ、各々予算で定める金額を乗じて得た額とする。

(2) (1)の基準となる園数と園児数は、毎年度5月1日現在の数とする。

(施行期日)

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

○小平市認定保育室制度運営費補助要綱

昭和59年12月28日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市認定保育室制度運営要綱(以下「運営要綱」という。)に基づいて実施する保育室運営事業について、保育室が行う保育運営の費用(以下「保育運営費」という。)の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育室」とは、運営要綱に基づいて市長が利用契約を締結した施設をいう。

(補助対象及び補助金額)

第3条 保育運営費補助金(保育運営費に対する補助金をいう。以下同じ。)の額は、別表に掲げる補助対象項目について予算の範囲内で別に定め、保育室に対して交付するものとする。

(交付請求及び事業実施状況報告)

第4条 保育運営費補助金を受けようとする者は、当該年度の毎月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 保育運営費補助金交付請求書
- (3) 事業実施状況内訳書
- (4) 受託児童名簿

(事業実績報告書)

第5条 保育運営費補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る会計年度が終了したときは、毎年4月20日までに保育室運営事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第6条 市長は、保育運営費補助金の交付を受けた者が、運営要綱又はこの要綱に違反したときは、当該補助金の全部又は一部について取り消すことができる。この場合において期限を定め、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 保育運営費補助金の交付、取消し等については、この要綱の定めるもののほか、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)の定めるところによる。

(様式)

第7条 この要綱の適用について必要な書類の様式は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

保育運営費補助金の補助対象項目

項目	
1	児童費(1人)
2	施設費
3	賠償責任保険費
4	経営安定費
上記1、2及び4については、月の初日に在籍及び開設していること。 1については、児童加算分として1人当たり10,000円を加算して、補助金の額の算定をする。	

○小平市認定家庭福祉員制度運営費補助要綱

昭和59年12月28日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市認定家庭福祉員制度運営要綱(昭和59年12月28日事務執行規程。以下「運営要綱」という。)に基づいて実施する家庭福祉員運営事業について、家庭福祉員が行う保育運営の費用(以下「保育運営費」という。)の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭福祉員」とは、運営要綱に基づき市長が保育契約を締結した者をいう。

(補助対象及び補助金額)

第3条 保育運営費補助金(保育運営費に対する補助金をいう。以下同じ。)の額は、別表に掲げる補助対象項目について予算の範囲内で別に定め、家庭福祉員に対して交付する。

(交付請求)

第4条 保育運営費補助金を受けようとする者は、当該年度の各四半期最終月(6月、9月、12月及び3月)の10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 保育運営費補助金交付請求書
- (3) 事業実施状況内訳書
- (4) 受託児童名簿

(事業実績報告書)

第5条 保育運営費補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る会計年度が終了したときは、毎年4月20日までに家庭福祉員保育運営事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第6条 市長は、保育運営費補助金の交付を受けた者が、運営要綱及びこの要綱に違反したときは、当該補助金の全部又は一部について取り消すことができる。この場合においては期限を定め、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 保育運営費補助金の交付、取消し等については、この要綱の定めるもののほか、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)の定めるところによる。

(様式)

第7条 この要綱の適用について必要な書類の様式は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

保育運営費補助金の補助対象項目

項目	
1	児童費(1人)
2	施設費
3	賠償責任保険費
4	経営安定費
上記1、2及び4については、月の初日に在籍及び開設していること。 上記1については、児童加算分として1人当たり10,000円を加算して、補助金の額を算定する。	

○小平市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

昭和54年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市民生委員児童委員協議会(以下「協議会」という。)に対し補助金を交付し、協議会の活動を強化することにより、地域福祉の充実を図り、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、協議会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、市長が必要かつ相当と認めたものとする。

- (1) 民生委員児童委員としての職務を遂行するために必要な関係団体への負担金
- (2) 民生委員児童委員の互助及び共励に要する経費

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(施行期日)

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

○小平市原爆被爆者の会補助金交付要綱

平成4年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市原爆被爆者の会(以下「被爆者の会」という。)が行う事業に対し、補助金を交付することにより、もって会員の福祉向上に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「被爆者の会」とは、市内に住所を有する原爆被爆者によって構成する会をいう。

(補助対象)

第4条 補助の対象は、被爆者の会が行う次に掲げる経費の一部を補助するものとする。

- (1) 事務費
- (2) 会報発行に係る事業費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

○小平市遺族会補助金交付要綱

昭和40年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市遺族会(以下「遺族会」という。)が戦没者遺族の福利厚生を図るために行う事業等に要する経費について、市がその一部を補助することとし、もって遺族の福利厚生の上昇に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金は、遺族会が行う次の事業に対して、遺族会に対し交付する。

- (1) 戦没者遺族に対する福利厚生事業
- (2) その他遺族会の目的達成のための事業

(補助金対象経費)

第4条 この補助は、前条に掲げる事業に係る次の経費で、市長が必要かつ相当と認めたもののうち、その全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 事務費
- (2) 事業費
- (3) その他市長が必要と認める経費(ただし、飲食費を除く。)

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(交付申請)

第6条 遺族会は、この補助金の交付を受けようとする場合は、その代表者をして遺族会事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い補助金を交付することが相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、遺族会補助金等交付決定について(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

○小平市社会福祉協議会補助金交付要綱

昭和58年9月30日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和52年条例第13号)及び小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に基づき、社会福祉法人小平市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が行う社会福祉事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、市社協が行う社会福祉事業に要する経費のうち、人件費及び事業費について、その全部又は一部について交付するものとする。

2 人件費については、別表第1の基準により交付するものとする。

3 事業費については、別表第2の基準により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記様式第1号)に別記様式第2号から別記様式第11号までの書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額)

第4条 補助金は、毎年度予算の範囲内で定める額とし、別表第1及び別表第2に基づいて算出する。

2 前項の場合において、人件費については支給実績額の補助を限度とし、給与等積算額から、人件費分として歳入される補助金等を減じて算出するものとする。

3 補助金額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、市社協の請求に基づき、4半期ごとに交付するものとする。

(職員の異動に関する協議調整)

第6条 市社協は、職員に異動があるときは、あらかじめ市長と協議をして、調整をしなければならない。

(補助事業完了時の提出書類等)

第7条 市社協は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、補助事業実績報告書(別記様式第12号)に別記様式第13号から別記様式第20号までの書類を添付して提出しなければならない。

別表第1(第2条、第4条関係)

項目	補助対象経費	補助金額
給与等	給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、期末勤勉手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、社会	市長と協議調整した職員で、東京都職員の給与に関する条例等に準じて支給される額

	保険事業主負担金及び退職手当基金積立金	
--	---------------------	--

別表第2(第2条、第4条関係)

項目	補助対象経費	補助金額
調査研究及び総合的企画、連絡調整、普及宣伝費	<p>〔調査研究及び総合的企画〕</p> <p>調査活動及び資料の収集分析により問題点に検討を加え、有効適切な対応策を計画する経費 (印刷費、人件費、実費弁償費、製本費、研究会費、見学費等)</p> <p>〔連絡調整〕</p> <p>社会福祉団体、市民組織、行政機関、その他関係諸団体との連絡調整を図ることにより事業の増進と円滑な実施を図る経費 (社会福祉法人東京都社会福祉協議会・行政・民生委員児童委員協議会・婦人会等地域団体との連絡会議経費、市民座談会経費、区市町村社会福祉協議会ブロック会経費、区市町村社会福祉協議会会長会、事務局長会旅費等)</p> <p>〔普及宣伝〕</p> <p>福祉の問題及びその対応策並びに市社協の活動状況を市民に周知し、問題意識を持たせるとともに市社協活動への動機付けを行う経費 (市社協だよりの原稿料・写真代・印刷費・配布費、市社協ポスター及びパンフレット作成費、社会福祉大会感謝状及び記念品代、会員門標及びバッジ制作費、会員増強運動及び会員募集計画並</p>	補助対象経費に対する国、都等からの補助金等を減じた額の2分の1以内の額

		びに会員規則の印刷費、 地区委員長及び協力員向 けパンフレットの作成費 等)	
ボランティア活動推進事業		ボランティアのまちづく り推進事業に要する経費 (賃金、報償費、旅費、消 耗品費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費、通信運 搬費、筆耕翻訳料、委託 料、使用料及び賃借料、 備品費等)	補助対象経費に対する 国、都等からの補助金等 を減じた額の4分の3以 内の額
ひとり暮らし高齢者安否確認事業		おおむね70歳以上のひ とり暮らし高齢者に対し 乳酸飲料配達又は電話訪 問による安否確認事業に 要する経費 (賃金、消耗品費、食糧費、 印刷製本費、通信運搬費、 電話設置費、通話料、基 本料、委託料、使用料及 び賃借料、備品費)	毎年度予算の定める額
福祉サービス総合支援事 業	利用者サポート	福祉サービスの利用に際 しての苦情対応、判断能 力の不十分な人々の権利 擁護相談や成年後見制度 の利用相談又はその他福 祉サービス利用に関する 専門的な相談に要する給 与等(給料、扶養手当、地 域手当、管理職手当、期 末勤勉手当、住居手当、 時間外勤務手当、通勤手 当、社会保険事業主負担 金及び退職手当基金積立 金)	補助対象経費に対する 国、都等からの補助金等 を減じた額
	福祉サービス利用援助事 業	認知症高齢者、知的障害 者、精神障害者等に、福 祉サービスの利用援助、 日常的金銭管理、書類等 の預りなどの地域福祉権 利擁護事業に要する経費 (賃金、支援員障害保険 料、備品費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、	

		借料及び損料、会議費、給与等(給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、期末勤勉手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、社会保険事業主負担金及び退職手当基金積立金))	
	苦情対応機関等の設置	福祉サービスの利用に際しての苦情及び判断能力の不十分な人々の権利擁護相談に対する、弁護士等による専門相談の実施に要する報酬	
成年後見活用あんしん生活創造事業	<p>〔成年後見制度推進機関の運営〕</p> <p>成年後見制度推進機関の運営に要する経費 (賃金、備品費、報酬、燃料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費並びに給与等(給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、期末勤勉手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、社会保険事業主負担金及び退職手当基金積立金))</p> <p>〔その他独自の取組〕</p> <p>後見開始の審判等の申立てをする者に当該申立てに係る費用を負担する能力がない場合における当該申立てをする者に対する当該申立てに係る費用の助成及び成年被後見人等に成年後見人等への報酬を負担する能力がない場合における当該成年後見人等に対する当該成年後見人等への報酬の助成に要する経費</p>	補助対象経費に対する国、都等からの補助金等を減じた額	
ほのぼのひろば事業	ひとり暮らし高齢者を対象に、地域のボランティア	毎年度予算の定める額	

	ア等との交流を図り、孤独感の解消と健康増進を目的とした健康管理指導に要する経費 (保健相談員賃金)	
--	--	--

○小平市社団法人小平市シルバー人材センター事業補助金交付要綱

昭和56年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人小平市シルバー人材センター(以下「人材センター」という。)に対して補助金を交付することにより、人材センターの円滑な運営を図り、もって一般雇用になじまないが働く意欲を持つ健康な高齢者の働く機会を確保し、高齢者の社会参加と生きがいをづくりに寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、人材センターの支出する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 管理運営費
- (3) 自主事業費(人材センターが自主的に実施する事業(市長が認める事業に限る。)に要する経費をいう。以下同じ。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内で市長が別に定める基準により算定する額とする。

(交付申請)

第5条 人材センターがこの補助金の交付を受けようとするときは、社団法人小平市シルバー人材センター事業補助金交付申請書(別記様式第1号)により市長に申請をしなければならない。

(交付決定及び通知等)

第6条 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、当該申請が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、社団法人小平市シルバー人材センター事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により速やかに人材センターに通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により決定した補助金を、年4回に分けて交付するものとする。

(状況報告)

第7条 人材センターは、毎月、その月の市長が定める事項の状況について社団法人小平市シルバー人材センター事業実施状況報告書(別記様式第3号)により翌月の末日までに市長に報告をしなければならない。

(実績報告)

第8条 人材センターは、補助金の交付の決定に係る年度終了後市長が指定する日までに、

社団法人小平市シルバー人材センター事業実績報告書(別記様式第4号)により速やかに市長に実績報告をしなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、社団法人小平市シルバー人材センター事業補助金の額の確定通知書(別記様式第5号)により人材センターに通知するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 人材センターは、補助金の交付を受けたことにより取得し、又は効用を増加した財産を当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案した期間を経過している場合は、この限りでない。

(帳簿等の整理保管)

第11条 人材センターは、交付を受けた補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

○小平市老人クラブ連合会補助要綱

昭和47年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、小平市老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)が行う事業等に要する経費について、市がその一部を補助することにより高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「連合会」とは、小平市内の老人クラブをもって構成されているものをいう。

(補助対象及び補助金額)

第4条 この補助金は、連合会が行う次に掲げる事業のうち市長が必要かつ適当と認めるものに対し、その経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助するものとする。

- (1) 小平市内の老人クラブの連絡調整
- (2) 老人クラブの育成指導
- (3) 老人クラブ指導者の研修及び育成
- (4) 老人クラブに関する調査研究
- (5) 高齢者福祉思想の普及宣伝
- (6) 全国老人クラブ連合会、東京都老人クラブ連合会及び関係団体との連絡
- (7) 機関紙その他印刷物の刊行
- (8) その他目的達成に必要な事業

2 この補助金は、連合会に対し交付する。

(計画書の提出)

第5条 補助金の認定を受けようとする連合会は、当該会計年度の5月31日までに補助事業認定申請書(別記様式第1号)に予算書(別記様式第2号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付することを決定した場合は、補助額を記載した決定通知書(別記様式第3号)により速やかにその旨を申請者に通知する。

(計画の変更)

第7条 第5条に規定する申請書に記載した計画の全部又は一部を変更しようとするときは、変更内容を詳細に記載した変更承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した補助事業実績報告書(別記様式第5号)に所定の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するとともに確定通知書(別記様式第6号)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

○小平市老人クラブ助成金交付要綱

昭和40年4月1日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第13条第2項の規定に基づき、老人クラブの健全な発展を図るため、その運営に対し助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 助成金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の基準)

第3条 助成金を受けることのできる老人クラブは、次の基準に適合していなければならない。

- (1) 組織及び運営に関する規程があること。
- (2) 特定の事務所又は連絡所があること。
- (3) 集会等に使用する会場は、集会に便利な場所にあり、かつ、当該老人クラブの運営に必要な広さがあること。
- (4) おおむね、60歳以上の者で構成されていること。
- (5) 当該老人クラブの活動が円滑に行われる程度の地縁的交わりのある地域内に居住する、おおむね50人以上の者で組織されており、常時参加者がおおむね30人以上であること。また、会員及び組織地域は、他の老人クラブと重複しないこと。
- (6) 会員の加入、脱退は、自由であること。
- (7) 会員の取扱いは、無差別かつ平等であること。
- (8) 代表者は、会員のうちから民主的に選出されていること。
- (9) 運営は、会員の総意により教養、保健、慰安等を通して自らの生活環境を改善することを主眼としたものであること。
- (10) 政治上、宗教上の組織に属していないこと。
- (11) 3か月以上活動していること。また、集会は少なくとも週1回以上開催し、次の活動を総合的に実施していること。
 - ア ボランティア活動
 - イ 生きがいを高めるための各種活動
 - ウ 健康づくりに係る各種活動
 - エ その他の社会活動
- (12) 運営のための経費は、自主的財源を主としていること。
- (13) 次の簿冊を備えていること。
 - ア 会員名簿(氏名、生年月日、男女別、住所等の記載のあるもの)
 - イ 予算書、決算書及び現金出納簿
 - ウ 事業計画書及び事業報告書
 - エ 活動日誌(行事内容、参加人員、場所等の記載のあるもの)
 - オ 備品台帳(購入日、単価、数量、金額等の記載のあるもの)
- (14) クラブ活動に係る収支の状況を常に明確にしておくとともに、前号に掲げる帳簿を事業完了後5年間保管すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年度予算の定めるところによる。

(助成金の使途及び経理)

第5条 助成金は、老人クラブ運営のための経費の一部に充てるものとし、経理に当たっては、領収書等の証票に基づき現金出納簿に記載しなければならない。

(助成対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費は、第3条第11号に掲げる活動に要する経費とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 交際費(慶弔費を含む。)
- (2) 酒類等しゃしにわたる食料費
- (3) その他老人クラブの活動に要する経費として不相当と認められる経費

(助成金の申請)

第7条 助成金を受けようとする老人クラブ(以下「申請者」という。)は、老人クラブ助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、前年度において助成金の交付を受けている申請者が当年度も継続して受けようとする場合の申請は、その内容に変更がない限り、添付書類第2号、第4号の書類以外は、必要としない。

- (1) 老人クラブ規約
- (2) 会員名簿
- (3) 代表者選任届(別記様式第2号)
- (4) 事業計画書(別記様式第3号)、予算書
- (5) 設立後3か月以上の活動状況報告書(別記様式第4号)

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請者が第3条に定める基準に適合しているかどうかを審査し、助成することが適当と認める申請者については、助成金交付決定書(別記様式第5号)により通知する。

(交付請求)

第9条 申請者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けたときは、助成金請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第10条 助成金は、毎年度2回に分けて交付する。

(事業実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた老人クラブは、交付決定となった事業が完了したときは、事業報告書(別記様式第7号)及び決算書を添えて事業実績報告書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合において、事業実績報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及び交付条件に相当すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金

の交付を受けた老人クラブに対し助成金確定通知書(別記様式第9号)により通知する。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた老人クラブが次の場合に該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を、交付決定取消通知書(別記様式第10号)により当該老人クラブに通知し、取消しをする。

- (1) 当該老人クラブの規約に違反した運営をしているとき。
- (2) 第3条に掲げる基準に不適合となったとき。
- (3) 第5条・第6条に定める用途に反し、かつ経理を怠ったとき。
- (4) その他市長が、助成を不適合と認めたとき。

○小平市有償家事・介護援助サービス事業補助金交付要綱

平成6年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、市内の民間団体等が行う地域に根ざした有償家事・介護援助サービス事業に対して、市が補助金を交付することにより、市民の在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業及び団体は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 地域の相互連帯に支えられた参加型福祉としての有償家事・介護援助サービス事業
- (2) 補助対象団体 市内に所在し、市民を対象に有償家事・介護援助サービス事業を実施している団体(原則として、利用会員50人以上、協力会員100人以上とする。ただし、重度障害者の介護援助サービス事業を実施している団体は、利用会員10人以上、協力会員50人以上とする。)で、継続して1年以上の活動実績を有し、今後もその活動を継続する見込みのあるもの(以下「団体」という。)

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費
- (2) 事業運営費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、毎年度予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする団体は、小平市有償家事・介護援助サービス事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該補助金等に係る年度の予算書抄本(別記様式第2号)を添付しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小平市有償家事・介護援助サービス事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 団体は、補助金の交付決定となった事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その成果を記載した小平市有償家事・介護援助サービス事業補助金に係る事業実績報告書(別記様式第4号)により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、補助金の交付決定の内容及び交付決定に際し付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し代表者に確定通知書(別記様式第5号)により通知しなければならない。

○小平市障害者団体補助金交付要綱

昭和56年7月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、障害者団体が心身障害児・者の育成、更生援護及び福祉増進を図るために行う事業について、市がその経費の一部を補助することにより、心身障害児・者の福利厚生の上昇に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「障害者団体」とは、市内に居住する心身障害児・者及びその保護者並びに会の目的に賛同するものをもって構成するものとする。

2 障害者団体とは、次に掲げる団体とする。

- (1) 小平市身体障害者協会
- (2) 小平市聴力障害者協会
- (3) 小平肢体不自由児(者)父母の会
- (4) 小平手をつなぐ親の会

(市の補助)

第4条 市は、次に掲げる事業のうち、市長が適当と認めたものの中から、その経費の全部又は一部について補助するものとする。

- (1) 心身障害児・者の福祉の増進に係る事業
- (2) 会員相互の親睦、慰安及び相談に係る事業
- (3) その他会の目的を達成するために必要と認められる事業

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする第3条第2項の団体の代表者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による交付申請書を、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該書類の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において第4条に基づき補助するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付することに決定した場合は、別記様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、別記様式第3号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第4号による額の確定通知書により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命じなければならない。

○小平市中心身障害者(児)通所訓練等事業運営費補助金交付要綱

平成6年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、市内において心身障害者(児)通所訓練事業(以下「訓練事業」という。)、心身障害者通所授産事業(以下「授産事業」という。)及び心身障害者地域デイグループ事業(以下「デイグループ事業」という。)を運営する社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助することにより、在宅心身障害者(児)の自立更生、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱(平成19年3月30日付18福保障在1751号)又は廃止前の心身障害者(児)通所訓練等事業実施要綱(平成6年5月9日付5福障精979号)に適合する訓練事業、授産事業及びデイグループ事業(これらの事業のうち市、都及び国の直接的補助、委託等の対象となっているものを除く。)とする。ただし、交通費補助については、授産事業に限り補助対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 基本経費

訓練事業、授産事業並びにデイグループ事業の運営に要する報酬、給料、職員手当、共済費賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び使用材料費)、役務費、使用料、賃借料、備品購入費並びに委託料

(2) 重度加算経費

重度心身障害者(愛の手帳1・2度及び身体障害者手帳1・2級のものをいう。)が4人以上通所する施設の運営に要する報酬、給料、職員手当、共済費、賃金等

(3) 開設準備経費

作業所確保のための権利金、仲介料、初年度備品整備等に要する経費。ただし、訓練事業、授産事業及びデイグループ事業の補助対象となった初年度に限る。

(4) 賠償責任保険加入費

施設の管理責任及び安全対策に関し、東京都知事が認めた損害賠償保険に加入した際の加入費。ただし、訓練事業及び授産事業に限る。

(5) 利用者交通費

授産事業を運営する社会福祉法人等が行う交通費助成事業の実施に要する通所者の交通費

(6) 施設借上料

施設を運営していくために借り上げている家賃、更新料等に要する経費

(補助金額)

第4条 補助金は、別表に定める補助基準額を限度とし、補助項目ごとに限度額と対象経費の実施額を比較して少ない方の額を交付する。

(申請手続)

第5条 補助金の申請を受けようとする社会福祉法人等(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による交付申請書を市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(変更手続)

第6条 交付決定した後に補助金の過不足が生じた場合、当該申請者は、別記様式第2号による変更申請書を当該年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その決定内容及び交付の条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実績に関し、別記様式第3号による実績報告書を市長の指定する期日までに提出しなければならない。補助金の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の条件は、別記(交付の条件)のとおりとする。

(申請の撤回)

第11条 申請者は、この補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは、第7条に規定する交付決定の通知書を受領した日から15日以内に申請の撤回をすることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関しては、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)の定めるところによる。

別表 略

○小平市障害者グループホーム等支援事業補助金交付要綱

平成6年10月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、東京都障害者グループホーム等支援事業実施要綱(平成19年11月16日19付福保障居第1122号。以下「都要綱」という。)に基づき小平市がグループホーム等に対し補助金を交付することにより、グループホーム等の安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム等 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助(以下「共同生活介護等」という。)を行う者として法第36条第1項の規定により東京都知事による指定を受けた事業所をいう。
- (2) 通過型グループホーム等 都要綱別表1に定める基準を満たし、都要綱第5条の規定により通過型の指定を受けたグループホーム等をいう。
- (3) 支給決定精神障害者 法第4条第1項に規定する精神障害者のうち18歳以上である者であって法第19条第2項の規定により小平市から同条第1項に規定する支給決定を受けたものをいう。

(補助対象団体)

第4条 この補助金は、グループホーム等に対して交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、次に定める経費とする。

- (1) グループホーム等の居室に係る施設借上費 グループホーム等が共同生活介護等を行うための施設を借り上げている場合における当該施設の入居者(支給決定精神障害者に限る。)が現に居住している居室に係る家賃、礼金、更新料等の経費
- (2) グループホーム等に係る開設準備経費 グループホーム等が共同生活介護等を行うための施設を新設し、又は増設する(定員の増加を伴うものに限る。)ために必要な備品の購入費及び当該備品の購入に伴う設備工事費
- (3) 通過型グループホーム等に入居している支給決定精神障害者が入院した居室に係る施設借上費 通過型グループホーム等が共同生活介護等を行うための施設を借り上げる場合における当該施設の入居者(支給決定精神障害者に限る。)が入院した居室に係る家賃、礼金、更新料等の経費
- (4) 通過型グループホーム等の入居者が退去した居室に係る施設借上費 通過型グループホーム等が共同生活介護等を行うための施設を借り上げている場合における当該施設の入居者が退去した居室に係る家賃、礼金、更新料等の経費
- (5) 通過型グループホームの交流室に係る施設借上費 通過型グループホーム等が共

同生活介護等を行うための施設を借り上げている場合における当該施設の交流室に係る家賃、礼金、更新料等の経費

(補助金額)

第6条 この補助金の額は、予算の定める範囲内で次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に規定する経費 都要綱第9条の規定に基づき市長が別に定める基準により算定した額
- (2) 前条第2号に規定する経費 都要綱第10条の規定に基づき市長が別に定める基準により算定した額
- (3) 前条第3号に規定する経費 都要綱第5条第2項第2号アの規定に基づき市長が別に定める基準により算定した額
- (4) 前条第4号に規定する経費 都要綱第5条第2項第2号イの規定に基づき市長が別に定める基準により算定した額
- (5) 前条第5号に規定する経費 都要綱第5条第2項第2号ウの規定に基づき市長が別に定める基準により算定した額

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小平市障害者グループホーム等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市長に対しその指定する期日までに申請をしなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、小平市障害者グループホーム等支援事業補助金交付決定書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金を交付しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 この補助金は、年2回に分けて交付する。

(実績報告)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したとき又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、そのいずれか早い方の日から15日以内に小平市障害者グループホーム等支援事業補助金実績報告書(別記様式第3号)に関係書類を添えて、市長に報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定に係る内容等に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほかこの補助金の交付に必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

小平市老人保健施設等建設整備費補助金交付要綱

平成7年12月1日制定

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人、医療法人その他厚生大臣が認める者（以下「法人」という。）が、老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設及びこれに付属する在宅介護支援センター（以下これらを「老人保健施設等」という。）建設整備の経費の一部を補助することにより、老人保健施設等の整備を促進し、もって市内高齢者の保健医療及び福祉の充実向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2 この補助金の交付については、小平市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和52年条例第13号）、小平市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和52年規則第7号）及び小平市補助金等交付規則（昭和48年規則第11号）に定めるほか、この要綱による。

(補助対象)

第3 この要綱による補助金の対象は、法人が小平市の区域内で老人保健施設等の建設整備に要する費用に充てるため、社会福祉・医療事業団等（以下「事業団」という。）からの融資額に係る償還金（利子を含む。以下「償還金」という。）とする。

(補助金の交付額等)

第4 この要綱による補助金の額は、老人保健施設等の建設整備に要する経費から国及び東京都の補助金、他の団体からの寄付金等の額を控除した額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 この補助金の交付時期は、法人が償還金を償還する時期を勘案して、市長が定める。

(交付申請)

第5 この要綱による補助金の交付を受けようとする法人は、市長が別に定める期日までに、老人保健施設等建設整備費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 老人保健施設等建設整備に係る事業計画書及び歳入歳出予算書（抄本）

(2) 国及び東京都若しくは他の団体から補助を受け、又は受けようとする場合には、そ

の補助の方法及び内容を記載した書類

(3) 直近の会計年度の決算における財産目録、貸借対照表及び収支計算書

(4) 直近の会計年度の事業概要

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6 市長は、第5に定める交付申請があった場合は、交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は、速やかに法人にその決定内容を老人保健施設等建設整備費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 法人が、交付決定の内容又は条件に不服があるときは、当該決定通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、老人保健施設等建設整備費補助金申請取下げ書（別記様式第3号）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

(計画の変更)

第8 法人が補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる書類を添付して、老人保健施設等建設整備事業計画（変更・廃止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更の場合

ア 計画変更後の事業計画書

イ 計画変更後の収支予算書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 廃止の場合

ア 市長が必要と認める書類

2 前項の承認通知については、第6の規定を準用し、老人保健施設等建設整備事業計画（変更・廃止）承認書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9 補助金の交付を受けた法人は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、老人保健施設等建設整備費補助金実績報告書（別記様

式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 法人及び老人保健施設等建設整備に係る歳入歳出決算(見込)書抄本

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10 市長は、第9の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及び条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、老人保健施設等建設整備費補助金額の確定通知書(別記様式第7号)により法人に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11 市長は、補助金の交付決定を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は条件及び法令等に基づく市長の命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12 市長は、第10の規定により補助金の額を確定した場合で、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め、その超える額について返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(関係書類、帳簿等の整理保管)

第13 補助金の交付を受けた法人は、補助事業に係る書類、帳簿等を当該事業に係る会計年度の終了後の5年間整理、保管しなければならない。

(委任)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

○小平市ごみ減量推進実行委員会事業補助金交付要綱

平成4年7月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市ごみ減量推進実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う、ごみ減量、資源の節約等、地球環境の保全を推進する事業(以下「実行委員会事業」という。)に対して補助金を交付することにより、居住環境の整備に努め、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 この補助金は、実行委員会事業及び実行委員会事業の実施に伴う運営費のうち、次に掲げる経費について交付する。

- (1) 調査、研究に係る経費
- (2) 実施、運営に係る経費
- (3) 協力団体、個人の表彰に係る経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第4条 この補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全部又は一部とし、毎年度予算の範囲内で定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

○小平市産業まつり(農業部門)補助金交付要綱

昭和54年11月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市産業まつり農業部会運営委員会が実施する産業まつり(農業部門)に対し補助金を交付し、市内特産の農産物及び畜産物を広く市民に紹介するとともに、農業経営者等の生産意欲の高揚を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、産業まつり(農業部門)に要する設営費、広告宣伝費及び事務費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(施行期日)

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

○小平市小平商工会補助金交付要綱

昭和58年6月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平商工会(以下「商工会」という。)が行う事業に対し、補助金を交付することにより、市内の商工業の振興及び市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、次に掲げる商工会が行う事業及びその事業の実施に係る商工会職員の人件費に対し交付するものとし、その事業基準は、別表のとおりとする。

- (1) 商工振興事業
- (2) 産業まつり
- (3) 生活習慣病集団検診事業
- (4) サマーフェア事業
- (5) その他市長が必要と認めた事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業の基準

1 商工振興事業

(1) 補助対象とする事業

ア 経営及び技術の改善向上を図ることを目的とする講習会、講演会、講座及び研究会等

イ 商業道德の高揚、販路の拡張及び商品の普及宣伝並びに生産向上を図ることを目的とする製品のPR活動その他の販売促進事業及び優良生産品展示会等

ウ 商店会基盤整備のための組織強化及び広報広聴活動並びに中小企業経営者及び従業員の健康管理のために行う福利厚生事業

エ 優良事業所の表彰、従業員の勤労意欲を高揚し優良な従業員を顕彰する従業員表彰等

オ 経営の刷新、技術の向上又は販路の拡張に資する各種商工関係コンクール

カ その他市長が特に小規模企業の振興に資すると認める事業

(2) 補助対象としない事業

ア 商工会が経費を負担しない商工振興事業

イ 商工会が経費を負担した場合で、その経理を行わない商工振興事業

ウ 商工会の負担金の全部又は一部が、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づく「経営改善普及事業に係る補助金」をもって充当される商工振興事業

2 産業まつり

補助対象は、産業まつりに要する設営費、広告宣伝費及び事務費とする。

3 生活習慣病集団検診事業

補助対象は、小規模事業主並びにその事業主に属する家族及び従業員に対して行う総合検診事業で、次に掲げる検査及び事務に要する費用とする。

(1) 循環器検査

- ア 問診
- イ 大動脈硬化度測定
- ウ 血圧測定
- エ 眼底カメラ(脳動脈硬化、糖尿病による血管・網膜の変化)
- オ 検尿(糖・たん白・ウロビリノーゲン・潜血・糖尿病・腎臓病・肝臓病)
- カ 心電図

(2) 血液検査

- ア GOT・GPT・ALP・TCH・HDL・ γ -GPT・尿酸・血糖・中性脂肪・尿素窒素・クレアチニン・LDH・アミラーゼ
- イ HbA1C(糖尿病精密検査)
- ウ 貧血(血色素・ヘマトクリット・赤血球・白血球)

(3) 消化器検査

- ア 胃レントゲン
- イ 大腸ガン検査

(4) 呼吸器検査

胸部レントゲン(直接レントゲン)

(5) 聴力検査

(6) その他市長が必要と認めたもの

4 サマーフェア事業

補助対象は、サマーフェア事業に要する経費のうち、設営費、広告宣伝費及び事務費とする。

○小平市商店会街路灯等電気料補助金交付要綱

昭和52年7月1日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商店街等が明るい商店街づくりのために設置し、並びに維持管理する装飾街路灯及びアーチ型装飾灯(以下「街路灯等」という。)に関し、当該商店会等に対して行う電気料補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 商店会等 商業を営む者によって、地域的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 装飾街路灯 商店会等がその地域内に設置し、かつ維持管理するもので、街路の照明と美観向上を目的としたものをいう。
- (3) アーチ型装飾灯 商店会等がその地域内に設置し、かつ維持管理するもので、美観向上及び消費者の便宜性・快適性の促進等を目的として、アーチに設置されている装飾灯をいう。

(補助対象団体等)

第4条 この補助金は、次に該当する街路灯等の電気料を負担している商店会等に対して、交付するものとする。

- (1) 市の補助対象事業として、認定された商店街共同施設設置事業により設置された街路灯等
- (2) 商店会等がその地域内に設置し、かつ維持管理している街路灯等のうち市長が認める街路灯等

(補助金額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内とする。ただし、次に定める額を限度とする。

- (1) 装飾街路灯の電気料については、「東京電力株式会社電気供給約款」公衆街路灯A(1基)100W以内の基準額
- (2) アーチ型装飾灯の電気料については、要した費用の2分の1に相当する額。ただし、1基当たり1か月1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店会等の代表者は、街路灯等電気料補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、東京電力株式会社発行の電気料金領収書又はそれに代わるもの及び市長が必要と認める書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の決定等)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類の審査を行い受理することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、街路灯等電気料補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付は、毎年9月及び3月の2期に分けて行う。

○小平市中小企業等活性化推進事業補助金交付要綱

平成3年4月1日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の活性化を促進するとともに地域住民とのふれあいを目的として、中小企業団体等が実施する活性化事業に要する経費に対して交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「中小企業団体等」とは、中小企業者が地域又は市内全域に組織した次に掲げるものをいう。

- (1) 商業の振興を目的として組織された団体で、その構成員の2分の1以上が小売業、サービス業又は卸売業を営んでいる商店会団体及びその連合団体
 - (2) 商工業の振興を目的とした団体で、構成員は同業種又は異業種5人以上で組織された団体
 - (3) 商工業者の人材育成を目的とした同業種5人以上の団体で、構成員の3分の2以上が若手経営者及び後継者で組織された団体
 - (4) 地域産業の活性化研究を目的とした5人以上で組織された団体
- 2 この要綱において「活性化事業」とは、中小企業団体等が実施する次に掲げる事業をいい、その具体的基準は、小平市中小企業等活性化推進事業実施基準による。
- (1) 地域住民と一体となったイベント事業
 - (2) 商工業の振興を目的とした人材の育成事業
 - (3) 商工業の活性化研究の事業
 - (4) 商店街の活性化の事業(魅力ある商店街支援事業)

(補助対象)

第4条 この補助金は、前条第2項に掲げる事業を実施した中小企業団体等に対して交付するものとし、補助対象となる事業の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域住民と一体となったイベント事業に係る経費(物販を目的としたイベント(歳末、中元等)を除く。)
- (2) 人材の育成及び活性化研究事業に係る経費
- (3) 商店街の活性化の事業に係る経費で、施設整備、計画策定、各種調査、各種システムの開発・導入等の費用及び販売促進費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内で、次に定める額を限度とする。

- (1) 前条第1号の事業(イベント助成事業)
補助対象経費の4分の3の額。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
- (2) 前条第2号の事業(人材育成事業)
補助対象経費の4分の3の額。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
- (3) 前条第2号の事業(活性化研究事業)

補助対象経費の4分の3の額。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。

(4) 前条第3号の事業(商店街活性化事業)

補助対象経費の4分の3の額。ただし、1団体当たり100万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業団体等は、小平市中小企業等活性化推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、小平市中小企業等活性化推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた中小企業団体等(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく小平市中小企業等活性化推進事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)により市長に申請をし、小平市中小企業等活性化推進事業(変更・中止・廃止)承認書(別記様式第4号)による承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業等の中止又は廃止をしようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に実施できないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告があった場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、原則として補助事業者が補助事業等を完了した後において交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業等を完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、小平市中小企業等活性化推進事業実績報告書(別記様式第5号)に関係書類を添えて、市長に報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、小平市中小企業等活性化推進事業補助金の額の確定通知書(別記様式第6号)により当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

○小平市グリーンロード推進協議会補助金交付要綱

平成10年4月5日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市グリーンロード推進協議会(以下「協議会」という。)が行う事業に対し、補助金を交付することにより、産業及び観光の振興と地域の活性化を図り豊かで活力のあるまちづくりを推進することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、次に掲げる協議会が行う事業に対し交付するものとする。

- (1) 魅力あるまちづくりの推進に関する事業
- (2) 自然にかかわるボランティア活動の育成に関する事業
- (3) 関係行政機関、諸団体との連絡調整に関する事業
- (4) 観光資源の発掘、パンフレットの発行及びPRに関する事業
- (5) その他協議会が行う目的達成に必要な事業

(補助対象経費)

第4条 補助金は、前条に定める事業に要する経費のうち、次に定めるものの全部又は一部とする。

- (1) 講師謝礼、広告料、保険料金及び会場使用料
- (2) 消耗品費、印刷製本費、通信・運搬費、交通費及び備品購入費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(交付申請)

第6条 協議会は、この補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し毎会計年度当初に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容等を審査し、補助金を交付するのが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、協議会にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助金の交付決定となった事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条に定める補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、当該書類の審査を行い、補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し協議会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、協議会が補助金を他の用途に使用したとき、又は交付内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月5日から適用する。

○小平市消費生活展参加団体補助金交付要綱

昭和58年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、消費生活展に参加する市内の消費者団体(以下「参加団体」という。)に対して補助金を交付することにより、消費者団体の育成を行い、もって消費者意識の高揚と消費生活の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「消費生活展」とは、小平市消費者団体連絡会が主催する消費生活に関する展示会をいう。

(補助対象)

第4条 補助金は、消費生活展に要する経費のうち次の各号に掲げるものの全部又は一部について、参加団体に交付するものとする。

- (1) 消費者啓発のための資料等の作成経費(研究費を含む。)
- (2) 展示品及び展示に要する資材の購入経費
- (3) 通信運搬費(自家用自動車に係る燃料費を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で定める。

(施行期日)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

○小平市緑と花いっぱい運動の会事業推進補助金交付要綱

昭和49年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、緑と花を育てることにより私たちの心や生活に潤いを与え、明るく住みよい町を築くために推進する小平市緑と花いっぱい運動の会について必要な経費の一部を補助することとし補助事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱により補助金の交付をうけられるものは、小平市緑と花いっぱい運動の会とする。

(市の補助額)

第3条 補助金の交付額は市長が必要かつ適当と認めた、小平市緑と花いっぱい運動を推進するために要する経費の一部とし予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、様式1による補助金交付申請書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は前条により提出された申請書を適当と認めた場合は、速やかに補助金の交付を決定し、様式2による補助金決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の場合において申請事項に修正を加え、又は、補助金交付の条件を付して決定することができる。

(申請の撤回)

第6条 申請者は前条の通知にかかわる補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは交付決定通知を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(変更の承認)

第7条 申請者は第4条による申請書に記載した計画の全部もしくは一部を変更しようとするときは、あらかじめ市長にその承認を得るものとする。

(補助金の請求)

第8条 第5条の規定により交付決定通知を受けたものは補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は前条に定める請求のあったものに対し補助金の全部を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後速やかに様式3による事業実績報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は前項に規定する書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は補助事業の完了にかかわる実績の報告を受けた場合において、報告書などの書類を審査し交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付した補助金の額を確定した様式4により当該事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は当該事業者が補助金を他の用途に使用しもしくは交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金)

第14条 市長がこの補助金の交付決定の全部または一部を取消した場合において補助金の返還を命じたときは補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ補助金の100円につき1日3銭の割合で計算した違約加算金(100円未満を除く。)を市長の発する納付書によりその指定する場所に返納するものとする。

小平交通安全協会補助金交付要綱

昭和45年4月1日制定

(目的)

第1 この要綱は、小平交通安全協会（以下「協会」という。）が交通安全行政に協力し、交通安全思想の普及及び交通事故の防止を図る事業に要する経費について、市がその一部を補助することにより、交通事故のない明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(通則)

第2 補助金の交付については、小平市補助金交付規則（昭和48年規則第11号）及びこの要綱の定めるところによる。

(市の補助)

第3 市は、次に掲げる事業のうち、市長が必要かつ適当と認めたもののなかから、その経費の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 協会の運営に関する経費。ただし、人件費、交際費、渉外費及び予備費を除く。
- (2) 交通安全思想の普及啓発に要する経費
- (3) 交通事故防止に関する調査、研究及び指導に要する経費
- (4) 交通安全施設等の設置及び補修に要する経費
- (5) その他協会の目的達成のために必要な事業に要する経費

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けるときは、当該会計年度の5月31日までに交付申請書（別記様式第1号）と予算書抄本（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第5 市長は、第4に定める申請書の審査により補助金の交付が適当と認めた場合は、予算の範囲内において第3の規定に基づき補助する。

- 2 前項の規定に基づいて補助金の交付を決定した場合は、補助額を記載し、別記様式第3号により、速やかに代表者に通知する。

(計画の変更)

第6 第4の規定に基づいて提出した申請書に記載した計画の全部又は一部を変更すると

きは、変更内容を詳細に記載した変更承認申請書（別記様式第4号）により、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第7 補助金の交付を受けた会計年度が終了したとき、代表者は速やかにその成果を記載した事業実績報告書（別記様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金等の額の決定）

第8 市長は、第7の規定による報告を受けた場合、報告書等の書類を審査し交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、代表者に確定通知書（別記様式第6号）により通知しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9 市長は、交付団体が補助金を他の用途へ使用し、若しくは交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を交付決定取消通知書（別記様式第7号）により代表者に通知し、取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第10 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

（施行期日）

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

○小平市市街地再開発準備組合等に対する補助金交付要綱

昭和63年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発組合の設立を目的として活動している団体に対して補助金を交付することにより、市街地再開発事業の促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第3条 この補助金は、別表の地区内にある次に掲げる団体で、市長が認めたものに対して交付する。

- (1) 市街地再開発準備組合の設立を目的とし、定款又は規約を定めて継続して活動している団体で、設立後2年を超えているもの
- (2) 市街地再開発準備組合で東京都知事にその設立を届け出た団体

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、毎年度予算の定める範囲内で、前条に定める団体の設立及び運営に要する経費のうち、次のものについて補助する。

- (1) 会議費
- (2) 事務費(消耗品・印刷・交通通信・会議費等)
- (3) 広報費
- (4) 調査研究費
- (5) その他市長が必要と認めた経費

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の一部又は全部について、当該補助対象団体の活動状況等を勘案して必要と認められる額を市長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成13年12月14日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 小平市花小金井駅北口地区 小平市花小金井一丁目1番、2番、3番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番及び25番の全部又は一部の区域
- 2 小平市小川駅西口地区 小平市小川西町四丁目12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、20番、21番、23番及び33番並びに小川東町一丁目20番の全部又は一部の区域

○小平市学校保健会補助金交付要綱

昭和58年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市学校保健会が行う事業に対し補助金を交付し、学校保健の充実と発展を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業について、交付するものとする。

- (1) 学校保健行政に対する協力
- (2) 健康教育の実践普及
- (3) 学校保健に関する調査研究
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(適用期日)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

○小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付要綱

平成13年7月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市立中学校(以下「中学校」という。)の課外活動における部(以下「部」という。)に所属する生徒の当該部の活動に係る大会(以下「大会」という。)の参加に要する費用の一部を補助することにより、当該生徒及び部の経済的な負担を軽減するとともに部活動の振興を図り、もって心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金は、部がその活動の一環として行う大会への参加を対象とし、部の代表者(中学校ごとに、あらかじめ市長に対して、別記様式第1号により届け出た者をいう。以下「代表者」という。)に対して交付する。

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、次の表に掲げる費用に対して補助をする。

大会の区分	補助対象経費
1 東京都大会(2に掲げるものを除く。)及び地区大会	大会参加費
2 東京都大会で島しょで開催されるもの	(1) 大会参加費 (2) 交通費 (3) 宿泊費
3 全国大会及び関東大会	(1) 大会参加費 (2) 交通費 (3) 宿泊費。ただし、東京都の区域内(島しょを除く。)で開催される大会に参加する場合及び宿泊の必要がないと認められる場合を除く。 (4) 運搬費。ただし、個人で運搬することが困難で、出場に必要なものに限る。

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、前条の表大会の区分の欄各項に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる費用の額を合計した額と100万円のいずれか少ない方の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 大会参加費 次に定めるところにより計算して得た額

ア 個人参加の場合 大会に参加する当該部に所属する生徒の数に、1人当たりの参加費の額を乗じて得た額

イ 団体参加の場合 大会に参加する当該部に所属する生徒で構成する団体の数に、1

団体当たりの参加費の額を乗じて得た額。ただし、参加する者の数により参加費の額を算出することとされている場合は、参加する種目において規定されている1団体当たりの人数を限度とする。

- (2) 交通費及び宿泊費 小平市職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第9号)の規定の例により計算して得た額。ただし、学生割引、団体割引その他通常の額に対する割引がある場合は、これらの割引により減額を受けたとした場合の当該減額後の額とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする代表者は、市長に対し次の表に定めるところにより申請しなければならない。

大会の区分	申請期限	提出書類
1 東京都大会及び地区大会	大会に参加する日の属する年度の 3月31日	<p>ア 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付申請書(兼実績報告書)(別記様式第2号)</p> <p>イ 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付申請内訳書(兼実績報告内訳書)(別記様式第3号)</p> <p>ウ 大会の実施要項又はこれに準ずるもので大会の開催日及び参加費の額を確認できる書類</p> <p>エ 大会の参加費の領収書</p> <p>オ 交通費に対する補助金の交付を申請する場合は、交通費の計算書及び交通費を支払ったことを証する当該中学校の副校長が作成した書類</p> <p>カ 宿泊費に対する補助金の交付を申請する場合は、宿泊費の確認できる書類</p>
2 全国大会及び関東大会	大会に参加する日(その日が2日以上の場合は、その初日)の10日前の日	<p>ア 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付申請書(別記様式第4号)</p> <p>イ 大会の実施要項又はこれに準ずるもので大会の開催日及び参加費の額を確認できる書類</p> <p>ウ 交通費に対する補助金の交付を申請する場合は、交通費の計算書</p> <p>エ 宿泊費に対する補助金の交付を申請する場合は、宿泊費の確認できる書類</p> <p>オ 運搬費に対する補助金の交付を申請する場合は、運搬費の内容が確認できる書類</p>

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、東京都大会及び地区大会の参加に係る申請に対するものにあつては小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付決定(兼確定)通知書(別記様式第5号)により、全国大会及び関東大会の参加に係る申請に対するものにあつては小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により、当該申請をした代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 代表者は、次の表に定めるところにより、この補助金の交付の対象とされた大会の参加の実績について市長に報告しなければならない。ただし、東京都大会及び地区大会の参加に係るものにあつては、第6条の規定による申請の際における書類の提出をもって報告をしたものとみなす。

大会の区分	報告期限	提出書類
1 東京都大会及び地区大会	大会に参加する日の属する年度の 3月31日	ア 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付申請書(兼実績報告書)(別記様式第2号) イ 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金交付申請内訳書(兼実績報告内訳書)(別記様式第3号) ウ 大会の参加費の領収書 エ 交通費に対する補助金の交付を受けた場合は、交通費の計算書及び交通費を支払ったことを証する当該中学校の副校長が作成した書類 オ 宿泊費に対する補助金の交付を受けた場合は、宿泊費の領収書
2 全国大会及び関東大会	大会に参加した日(その日が2日以上の場合は、その末日。以下「参加日」という。)の15日後の日。参加日前にこの補助金の交付に係る年度が終了した場合も、同様とする。	ア 小平市立中学校における部活動大会参加費補助金実績報告書(別記様式第7号) イ 大会の参加費の領収書 ウ 交通費に対する補助金の交付を受けた場合は、交通費の計算書及び交通費を支払ったことを証する当該中学校の副校長が作成した書類 エ 宿泊費に対する補助金の交付を受けた場合は、宿泊費の領収書 オ 運搬費に対する補助金の交付

		を受けた場合は、運搬費の領収書
--	--	-----------------

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合(同条ただし書の規定により報告をしたものとみなす場合を含む。)において、提出された書類を審査し、補助金の交付決定の内容及び交付決定に際し付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした代表者に小平市立中学校における部活動大会参加費補助金額確定通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。ただし、前条ただし書の規定により報告をしたものとみなした場合にあっては、第7条第2項の規定による交付決定の通知をもって額の確定の通知をしたものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、教育部長が別に定める。

○小平市青少年対策地区委員会の活動に対する補助金交付要綱

昭和58年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱(以下「補助金交付要綱」という。)は、小平市青少年対策地区委員会(以下「地区委員会」という。)が青少年のための地域活動の推進を図るために要する経費に対して、補助金を交付して地域における社会環境の浄化活動、非行防止活動を強化充実し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助金は、小平市青少年対策地区委員会会則基準により設置された地区委員会の事業に対して交付するものとし、補助対象となる事業の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会環境の浄化活動
- (2) 非行防止活動
- (3) 青少年指導者の研修・講演・学習活動
- (4) その他青少年の健全育成を図るための諸活動

(補助金の額)

第4条 補助金は、市の予算の範囲内にあつて、別に定める基準により計算した額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区委員会は、事業計画書、予算書及び委員名簿を付した補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、当該事業が第3条に規定する事業であることを確認のうえ、補助金の交付の可否について決定するものとする。
2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により地区委員会の会長(以下「会長」という。)に通知しなければならない。

(実績報告書)

第7条 会長は、補助金の交付を受けた会計年度が終了したときは、速やかにその成果を記載した事業実績報告書(別記様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の決定)

第8条 市長は、前条に定める事業実績報告書による報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、会長に確定通知書(別記様式第4号)により通知しなければならない。

○小平市子ども会育成者連絡協議会補助金交付要綱

昭和53年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市子ども会育成者連絡協議会(以下「協議会」という。)が、地区子ども会、及びその指導者を育成するための事業等を行うに要する経費について、市がその一部を補助することにより、子ども会活動の発展に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で、その経費の一部を補助する。

- (1) 加盟団体育成事業
- (2) 指導者育成事業
- (3) 子ども会交歓事業
- (4) その他、市長が必要と認めた事業

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

○小平市鈴木ばやし保存会補助金交付要綱

昭和53年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市鈴木ばやし保存会(以下「保存会」という。)が、郷土芸能の保存、及び後継者の養成等を行うに要する経費について、市がその一部を補助することにより、市内唯一の郷土芸能であり小平市無形民俗文化財である鈴木ばやしの保存に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で、その経費の一部を補助する。

- (1) 後継者養成のための事業
- (2) 会員の技術向上のための事業
- (3) 用具等の購入、及び保全に要する費用
- (4) その他、市長が必要と認めた事業

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

○小平郷土研究会補助金交付要綱

昭和53年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平郷土研究会(以下「研究会」という。)が、市民の文化財に対する理解向上のための事業、及び郷土意識涵養のための事業等を行うのに要する経費について、市がその一部を補助することにより、市内の文化財の保護を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で、その経費の一部を補助する。

- (1) 文化財補助事業
- (2) 郷土意識涵養のための事業
- (3) 会報、及び文化財に関する印刷物の出版
- (4) その他、市長が必要と認めた事業

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

○小平市体育協会補助金交付要綱

昭和53年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市体育協会(以下「協会」という。)が行う体育の啓発奨励、体育大会及び講習会等の事業に要する経費について市がその一部を補助することにより、市民の体育・レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第3条 この補助金は、協会に対して交付するものとする。

(補助対象事業等)

第4条 この補助金は、協会が行う次に掲げる事業及び協会の運営に係る事務に対し交付する。

- (1) 加盟団体育成事業
- (2) スポーツ教室等市民体育振興事業
- (3) 体育大会、講習会、市民スポーツまつり
- (4) 大会への選手等の派遣(基準は別に定める。)
- (5) その他、市長が必要と認める事業

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する補助対象事業等の経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(適用期日)

この要綱は、平成8年6月1日から適用する。

○小平市子ども文庫連絡協議会補助金交付要綱

昭和53年4月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市子ども文庫連絡協議会(以下「協議会」という。)に対する補助金の交付に必要な事項を定め、もって協議会並びに同会に加盟している市内の家庭文庫及び地域文庫の振興に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、小平市補助金等交付規則(昭和48年規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付団体)

第3条 この補助金は、協議会に対し交付するものとする。

(補助対象事業等)

第4条 この補助金は、協議会が行う次に掲げる事業及び協議会の運営に係る事務に対し交付する。

- (1) 協議会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)の育成事業
- (2) 協議会が主催し、共催し、及び後援する学習会並びに研修会事業
- (3) 文集、記念誌等の発行
- (4) その他協議会が、その目的達成のために行う事業で、市長が必要と認めるもの

(交付対象経費)

第5条 この補助金は、前条に定める事業及び協議会の運営に係る事務に要する経費(会員個人の負担が相当であると認める経費を除く。)のうち、次に定めるものの全部又は一部に対して交付する。

- (1) 加盟団体育成費
- (2) 学習会及び研修会費(賃金、講師謝礼、資料代、保険料、会場使用料等)
- (3) 事務費(消耗品、印刷、交通通信、光熱水、会議費、備品購入費等)
- (4) 広報費(文集、記念誌等の発行費を含む。)
- (5) 調査研究費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 この補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(交付申請)

第7条 協議会が、この補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、毎会計年度の4月末日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容等を審査し、補助金を交付するのが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、協議会に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 協議会は、補助金の交付決定となった事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条に定める補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査を行い、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、協議会が補助金を他の用途に使用し、又は交付内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(申請書等の様式)

第13条 この補助金の交付事務に係る申請書等については、次に定める各様式による。

(1) 小平市子ども文庫連絡協議会補助金交付申請書(別記様式第1号)

添付資料 予算書、事業計画書、協議会規約、役員名簿及び加盟団体名簿

(2) 小平市子ども文庫連絡協議会補助金交付決定通知書(別記様式第2号)

(3) 小平市子ども文庫連絡協議会補助事業実績報告書(別記様式第3号)

添付資料 決算書及び事業実績報告書

(4) 小平市子ども文庫連絡協議会補助金の額の確定通知書(別記様式第4号)

(5) 小平市子ども文庫連絡協議会補助金の交付決定取消通知書(別記様式第5号)

(6) 小平市子ども文庫連絡協議会補助金返還命令書(別記様式第6号)

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、小平市中央図書館長が別に定める。